

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定より、介護保健施設において入所者様の医療ニーズに適應する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療に関して評価されることになりました。

以下、厚生労働省が定める基準に基づき所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

- ① 対象となる疾患は以下の通りです。
肺炎 ・ 尿路感染症 ・ 带状疱疹 ・ 蜂窩織炎 ・ 慢性心不全
- ② 上記疾患で治療が必要になった場合、利用管理として投薬、注射、処置などが行われた。
- ③ 診断名、診療機関、実施した検査、治療内容等を記載する。
- ④ 請求に際して、診断、実施した検査、治療内容等を記載する。
- ⑤ 算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

対象疾患と主な治療内容

肺炎	胸部X-P、胸部CT検査など診断結果を基に抗生剤（内服・点滴）、酸素吸入、水分補給など適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	尿検査の診察結果を基に抗生剤（内服）、水分補給など適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	検査及び施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に内服、軟膏塗布など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	採血検査など診察結果を基に施設での治療が可能と判断した場合、抗生剤（内服等）など適宜必要な治療を行う。
心不全	採血、胸部X-P検査など診察結果を基に内服、酸素吸入など適宜必要な治療を行う。

年度算定状況

	肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	心不全	計	備考
4月		6				6	
5月		5				5	
6月		1				1	
7月		6				6	
8月		6				6	
9月		6				6	
10月		6				6	
11月		2				2	
12月		3				3	
1月	1	2				3	
2月		4				4	合計
3月	2	6				8	56